町村週報

（町村の購読料は会費の中に含まれております）

2547号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486　FAX03-3580-5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む）　振替口座00110-8-47697　http://www.zck.or.jp

もくじ

情随活情情政活活

報想動報報策動動

新地方分権構想検討委員会を開催＝地方六団体……(2)
地方財政に関する総務大臣・地方六団体の会合を開催……(3)
徹底した行政改革の推進を期待＝平成18年度財政課長内かん……(5)
新任都道府県町村会長の略歴（長崎県）……(18)
カプセルNOW&NEW……(19)
平成16年度公有物件災害共済事業の概要報告……(20)
外海離島、宇久町の選択……(22)
政策レーダー……長崎島県宇久町長　田中　稔……(24)

太田川のシロウオ漁（和歌山県那智勝浦町）

閑話休題

都市の持つ力のすばらしさ

早稲田大学教授　宮口　侗廸

昨年の十二月十五日、総務省過疎対策室の過疎地域と都市の交流に関する調査事業の一環で、中越大地震の震源地の新潟県川口町を訪れた。その日はすばらしい晴天であったが、すでに一m近い積雪があり、屋根の雪下ろしも行われていた。今日（一月六日）の積雪は中心部で二m、山地の集落で三mとのことである。

川口町は町制三〇周年の一九八七年に東京都狛江市と友好都市の調印を行い、翌八八年には、災害時の相互援助協定を結んでいる。交流はその後、狛江市での町の物産展や〈女みこし〉の出演、川口町での市の少年野球や消防団の合宿などの形で続き、数年前からは、食材を持ち寄って語り合う集落の「寄り合いっこ」に市民が参加したり、多摩川いかだレースに川口町民チームが参加するという、市民レベルの交流が始まった。そして地震はその矢先に起きた。

地震に対する狛江市の対応は驚くほど敏速なものであった。発生は十月二十三日（土）の夕刻、翌朝八時に対応協議、八時三十分に現地と連絡が取れ、十二時二十分に第一陣が毛布四〇〇枚、十五時三十五分に第二陣が毛布三二〇枚と仮設トイレ二〇基等を積んで出発。さらに現地の要望に合わせて、第三陣は二十時二十分に出発、仮設トイレ三八基とペーパー、投光器、発電機、生理用品などを届けた。現地での支援活動もめざましく、救援本部は十一月初旬まで活躍した。特に仮設トイレの敏速な搬入は、最高に喜ばれたという。

この狛江市の支援は、もちろん災害相互援助協定に基づくものである。しかし農山村の災害に対し、都市の側がこれほど敏速に立派な対応をしてくれたことは、おそらく川口町の人たちにとって、想定外にありがたいことだったのではないだろうか。

最近までのわが国の農山村は、きちんとした契約に基づくよりは、経験を共有する中でのあいまいな約束事で動いてきた。しかし人口が急増した大都市の郊外では、論理的・システム的に、自治のしくみをゼロからつくっていかざるを得ない。ここにシステムとしての都市の本質的な力が育つ。そして今回の震災に対して、経験がないにもかかわらず、その力が遺憾なく発揮されたことは、何とすばらしいことであったか。農山村の側が都市から学ぶべきは、まさに経験を絶対視しない、論理的・システム的な暖かい反応もこの世にあるということではなかろうか。

◉写真募集◉

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。

四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。（写真には題名、町村名を付して下さい）

なお、採否は当方に一任願います。

送り先：全国町村会・広報部

新地方分権構想検討委員会を開催

地方六団体

１月13日、都道府県会館における初会合

三位一体改革の「第２期改革」に取り組むために地方六団体が設置した「新地方分権構想検討委員会」の初会合が、１月13日、東京・平河町の都道府県会館で開催された。

「新地方分権構想検討委員会」は、真の自主・自立の分権型地域社会の実現に向けて、分権改革のビジョンと平成19年度以降の改革の進め方を審議し、税源移譲を含めた地方行財政制度の構築について提言を行うために全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長）など地方六団体が設置した。委員は大森　彌東京大学名誉教授など学識経験者を中心とした16名。

会合では、はじめに麻生　渡全国知事会会長（福岡県知事）が、「分権改革の「第１期改革」で３兆円規模の税源移譲は実現したが、それに見合うだけの地方の自由度は高まっていない。19年度以降も引き続き「第２期改革」を進めるため、残された税財源の問題、権限移譲の問題等をこの委員会で審議し、新しい分権日本像を示していきたい。」と述べた。

引き続き委員長に神野直彦東京大学大学院経済学研究科教授を互選し、今後の検討項目とスケジュール等について審議した。委員長に選任された神野教授は、「第２期改革」に取り組むにあたって審議する事項についてのたたき台を提示。目指すべき社会・政府像などの分権社会のビジョンや、国と地方の税源配分、地方交付税のあり方等を先行的に議論して５月初旬を目途に提言をとりまとめ、政府の骨太方針に反映させたい旨を明らかにした。

委員会では、５月の提言の後、行政面での分権改革の推進、国・地方を通じた行財政改革等について今年中に議論する予定。同日、小委員会を設置し、細かな論点を整理していく方針も決めた。

また、竹中平蔵総務大臣の私的機関「地方分権21世紀ビジョン」（座長・大田弘子政策研究大学院大教授）も12日に初会合を開き、地方交付税制度のあり方など、地方財政に関する議論を始めており、委員からは、実のある改革を実現していくためには、本委員会と「21世紀ビジョン」の議論のすりあわせの必要性などが指摘された。

活　動

地方財政に関する
総務大臣・地方六団体の会合を開催
～地方交付税総額確保を要請～

「地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合」が1月18日、総務省で開かれた。

会合では冒頭、竹中平蔵総務大臣が「地方分権のさらなる推進、改革に終わりはない。今後も中長期的観点から、国と地方のあり方について六団体と意見交換を実施していきたい。皆さんと協力して分権の推進に全力で取り組む所存である。」と挨拶。続いて地方六団体を代表して麻生　渡全国知事会会長（福岡県知事）が挨拶にたち、「昨年の三位一体の改革では、地方にとって画期的な3兆円の税源移譲が実現し、高く評価する。一方で補助金、負担金の率の引き下げが大きく、地方の自由度の拡大にはつながらなかった。今後も分権の趣旨に添った「第2期改革」を引き続き進めなくてならない。」と述べた。

その後、総務省幹部から、今国会に提出が予定されている地方交付税法の一部を改正する法律案等地方税財政関連法案についての説明があり、地方六団体代表からの意見陳述が行われた。

全国町村会からは、石原　收副会長（香川県三木町長）が出席し、「町村にとっては、依然として非常に厳しい財政状況である。多くの町村は課税客体に乏しいため、地方交付税への依存度も高い。国においてはこのような現状を勘案していただき、実態に即した措置をお願いしたい。」と意見を述べ、安定的な財政運営の必要性を訴えた。地方六団体が要請した「今後の地方分権改革の進め方について」は次のとおり。

今後の地方分権改革の進め方について

昨年末の税制改正大綱や地方財政対策及び政府予算案において、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の改革の具体化が図られたことは、今後の地方分権を進める上で大きな前進である。しかしながら、国庫補助負担金改革は、真の地方分権の理念に沿わない補助率の引下げや交付金化など課題が多く含まれている。

また、「基本方針２００５」等の趣旨を踏まえて地方交付税など一般財源総額が確保されるとともに、地方財政計画と決算との乖離について同時一体的な規模是正が図られたことは、国と地方の一定の信頼関係が保たれたものと受け止める。しかし、平成18年度までの改革の期間中、地方交付税は大幅に削減され、極めて厳しい地方財政運営を余儀なくされているのが現状である。

政府・与党合意にも明記されているとおり、地方分権に向けた改革に終わりはない。平成19年度以降も重なる改革を強力に推進するとともに、地方公共団体が住民に対して責任を持って自立した行財政運営ができる地方分権型社会の構築に向け一層努力していく必要がある。

よって、今後国においては、以下の内容について実現するよう要請する。

記

1、地方税源の拡充強化

国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において大きな乖離が生じている。地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、国から地方への税源移譲等により地方税の充実を図り、この乖離を縮小していくことが重要である。

今後は、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分に向けて、抜本的な改革を目指すべきである。

2、地方交付税

地方公共団体が、地域に必要な行政需要に的確に対応するためには、適切な地方財政計画の策定を通じた地方交付税総額の躍保恋必要不可欠である。また、地方交付税算定の透明化を図るとともに、地方交付税を政府の政策誘導の手段として用いることは、今後、順次縮小すべきである。

地方財政計画については、地方公共団体の財政需要が投資から経常に

◁会合に出席した石原全国町村会副会長（中央）

▷竹中総務大臣と総務省幹部

変化している実態を的確に反映させ、引き続き、計画と決算との乖離の同時一体的な規模是正を行うべきである。

今後、国においては、地方六団体の参画を得て、「中期地方財政ビジョン」を早急に策定するとともに、財源不足額について、臨時財政対策債で補てんすることなく、地方交付税の法定率の見直しで対応すべきである。

なお、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う地方交付税の原資の影響額については、地方交付税の法定率の引上げの措置を実施すべきである。

3、国と地方の役割分担の明確化とこれに対応する国庫補助負担金改革

平成18年度までの国庫補助負担金改革は、国の負担率の引下げによるものが含まれているなど、地方の自由度の拡大という観点からは十分な成果が上がっていない。

今後、国と地方の役割分担を明確化し、負担の原則を確立したうえで、地方の自由度の拡大に資する国庫補助負担金改革を進めていくべきである。

4、国による過剰な関与・規制の見直し

「基本方針２００５」においても、国の地方公共団体が実施する事業への細部にわたる規制や関与などを大胆に撤廃する方針が示されている。

これまでの「国の関与・規制の見直し」に対する国の取組は、全く手つかずの状況である。例えば、公立保育所の運営費は一般財源化されたにも関わらず規模や設置場所等国の規制が残り、地域の実情に合わせた事業が実施できない。また、中山間地域総合整備事業により整備した活性化施設では、国の手引き書により直売施設が認められていないため、地域住民にとっては、地元農産物、特産物等の販路拡大等による地域農業の活性化に資することができないなど、地方公共団体の判断と責任による行財政運営を阻害している。

地方公共団体の行財政運営に対する自己決定、自己責任の原則を確立するためにも地方の改革案で示した改革を積極的に進める必要がある。

5、国・地方を通じた行財政改革の推進

⑴　地方の行財政改革

地方公共団体は、これまで市町村合併による行政組織の再編統合や、国に先んじて行財政改革を実行し、国を上回る大幅な定員削減や給与カットなど、懸命に行財政改革に取り組んでいる。地方歳出総額も国を上回るペースでこの10年間において大幅に削減してきている。

今後とも、納税者である住民の信頼に応えるべく、地方公務員の定員や給与の見直し等、より一層徹底した行財政の効率化に取り組んでいく。

⑵　国の行財政改革

行財政改革については、国・地方を通じた改革が必要であるが、国の改革は依然として進んでいない。「国から地方へ」の構造改革を進め、地方に権限と財源を移す「地方分権改革」を推進することこそが、人員削減など国・地方を通じた最大の行財政改革となる。

また、国は、地方分権の視点から地方支分部局の再編・統合や国庫補助負担金改革を進め、定員削減を含めた国家公務員の配置の見直し、国の事務の抜本的見直しなど、遅れている国の行財政改革を徹底、推進すべきである。

6、「国と地方の協議の場」等での地方意見の反映

真の地方分権改革を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催、制度化を図るとともに、これまで以上に実質的に地方意見が反映されるような運営をすること。

「経済財政諮問会議」においても、地方六団体の代表者が各議員と意見交換する機会を設け、平成19年度以降の改革に関する地方の意見を「基本方針２００６」に反映すべきである。

また、「地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合」も定期的に開催し、積極的に活用を図るべきである。

なお、地方六団体においては、今後の地方分権改革の進め方や内容について、「新地方分権構想検討委員会」でも検討し、具体的に提言することとしているところである。総務大臣のもとでも「地方分権21世紀ビジョン懇談会」が設置されているが、今後意見交換等を行っていく必要がある。

政　策

●平成18年度財政課長内かん●

徹底した行政改革の推進を期待

総務省は１月19日に開催した全国都道府県総務部長会議で、平成18年度の地方財政の見通しや地方団体における財政運営上の留意点を盛り込んだ「財政課長内かん」を示した。

内かんは平成18年度の地方財政について、借入金残高が18年度末に２０４兆円に達するなど大幅な財源不足の状況にあり、地方団体においては、分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の見直しによる抑制と重点化、歳入については自主財源の積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務であるとした。

18年度予算編成にあたっては、財政の健全性に留意しつつ、個性と工夫に満ちた魅力ある地域の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応と少子・高齢化対策等の課題に重点的に取り組み、地域経済の活性化と雇用の創造を推進し、地域再生に積極的に取り組むことを要請している。財政課長内かんの概要は次のとおり。

予算編成の基本的考え方

平成17年度の我が国経済は、年央には、それまでの輸出・生産などに見られた弱い動きを脱し、景気は緩やかな回復を続けている。企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及しており、民間需要中心の緩やかな回復が続くと見込まれる。しかし、デフレからの脱却に向けた進展が見られるものの、物価は依然としてデフレ状況にある。実体経済が緩やかに回復し、デフレ圧力の低下により消費者物価の下落幅は縮小しているが、原油価格の高騰により輸入物価が上昇している中、ＧＤＰデフレーター（物価変動指数）は下落を続けている。

「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、政府は、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との方針の下、「基本方針２００５」等に基づき、郵政民営化の着実な実施、政策金融改革、総人件費改革、資産・債務改革、市場化テストによる民間への業務開放・規制改革等を通じ「小さくて効率的な政府」を実現するとともに、規制・金融・税制・歳出等の改革を推進するなど、各分野にわたる構造改革を断行することにより、経済活性化を実現し、民間需要主導の持続的な成長を図ることとしている。また、デフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となって政策努力の更なる強化・拡充を図るほか、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととしている。平成18年度の我が国経済については、消費や設備投資は引き続き増加し、民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれ、物価については、政府・日本銀行が一体となった取組を行うことにより、デフレ脱却の展望が開け、消費者物価やＧＤＰデフレーターも、年度を通して見るとわずかながらプラスに転じると見込まれている。

そうした中で、明年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお平成17年度に引き続き大幅な財源不足の状況にある。地方財政の借入金残高は平成18年度末には２０４兆円に達する見込みとなっているが、今後、その償還負担の一層の増加や社会保障関係経費の自然増が見込まれるところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されている。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる財政構造改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

平成18年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、それぞれの地域経済の状況にかんがみ、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、公平で安心な高齢化社会・少子化対策等の地域の課題に重点的に取り組むとともに、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から推進し、地域再生に積極的に取り組まれたい。

1、平成18年度の国内総生産の成長率は、名目２・０％程度、実質１・９％程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。

2、地方分権を一層推進するために

は、地方公共団体が総力を挙げて行財政改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、各団体の取組状況を比較可能な形で分かりやすく示すなど、国民の理解を得ることが不可欠である。

総務省においては、平成17年３月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下「新地方行革指針」という。）を策定し、平成17年度を起点として概ね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を平成17年度中に公表することなど、各地方公共団体に対し、積極的な取組を要請した。

また、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」においては、基本方針２００５で要請した４・６％以上の純減確保に向けた各地方公共団体の真摯な取組み及び国による定員関係の基準の見直しにより、一層の純減の上積みが確保されるよう取り組むとするなど、総人件費改革の実行計画が示された。

地方公共団体においては、これらの状況を踏まえて、集中改革プランの公表に向け積極的に取り組まれるとともに、行政改革推進のためのＰＤＣＡサイクル（Ｐｌａｎ→Ｄｏ→Ｃｈｅｃｋ→Ａｃｔｉｏｎのサイクル）を確立し、これを積極的に活用することにより、不断に行政改革に取り組まれたい。

３、定員及び給与については、定員管理及び給与水準等の適正化を図り、給与関係経費を抑制するとともに、公務の能率的運営を推進されたい。特に、「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）における総人件費改革の実行計画について」（平成17年12月26日付け総務省公務員部長通知）を踏まえ、定員については、新地方行革指針を踏まえた真摯な取組及び教職員など国による定員関係の基準の見直し等を踏まえた取組を集中改革プランに反映し、適切な定員管理に努められたい。

給与については、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成17年９月28日付け総務事務次官通知）及び上記部長通知に基づき、地域民間給与の適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを速やかに実施されたい。また、一部の地方公共団体に見られる不適正な給与制度・運用等については、速やかに是正されたい。

退職手当についても、「職員の退職手当に関する条例（案）の一部を改正する条例（案）等について」（平成18年１月18日付け総務省公務員部長通知）を参考に、速やかに条例等の見直しを行うとともに、最高支給率が国を上回っている団体や退職時の特別昇給を廃止していない団体においては、早急に是正措置を講じられたい。

職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、事業の適正化を図られたい。

なお、給与及び定員管理の状況の公表については、団体間の比較分析を可能とする公表システムの運用を平成18年３月に開始する予定であり、「地方公共団体における職員給与等の公表について」の全部改正について」（平成17年８月29日付け総務事務次官通知）に沿って、公表を行われたい。

職員の人材育成については、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組まれたい。

４、各地方公共団体においては、自らの財政状況を分析し、事務事業の見直し、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定するなど自主的かつ主体的に財政構造の改善を図られたい。

なお、集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体について、通常の地方債に加え、行政改革の取組により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、さらに行政改革推進債を充当できることとしているので、中長期的な観点に立った適切な財政運営の確保に十分配慮したうえ、活用を図られたい。

５、財政情報の開示については、「団体間で比較可能な財政情報の開示について」（平成17年６月22日付け自治財政局長通知）に基づき「財政比較分析表」の作成・公表や決算の早期開示などを推進することにより、団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進されたい。

また、バランスシート及び行政コスト計算書の活用等を一層進めるとともに、都道府県及び政令指定都市においては、平成17年度決算について、連結バランスシートを作成・公表されたい。

６、「行政改革の重要方針」において「小さくて効率的な政府」を実現し、政府債務の増大を圧縮する観点から、地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組むとされたことから、各地方公共団体においては、資産・債務の実態把握管理体制状況を総点検するとともに、未利用財産の売却促進等について積極的に取り組まれたい。

７、市町村合併については、平成11年３月31日に３，２３２であった市町村数が、本年３月31日には１，８２１となる見込みであり、相当の進展を見たところである。

一方、都道府県ごとに進捗状況に差異があることから、「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）に基づき、引き続き自主的な市町村合併を推進する必要がある。このため、昨年８月に、政府の「新市町村合併支援プラン」を決定し、合併市町村等によるまちづくり等についても所要の地方財政措置を講じているので、各種支援等の活用を図られたい。また、都道府県においても、市町村合併の推進に関する構想の策定など、引き続き市町村合併を積極的に推進されたい。

８、国民健康保険制度の財政基盤の強化等

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、平成17年12月１日に政府・与党医療改革協議会で決定された医療制度改革大綱を踏まえ、国民

政　策

健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1)都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金については、平成18年度以降、給付費等の７％（４、９３９億円）とすることとし、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

(2)平成17年度に一般財源化された保険料軽減制度については、国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、引き続き、その所要額（３、８４７億円（都道府県３／４、市町村１／４））について地方交付税措置を講じることとしていること。

(3)平成17年度までの暫定措置とされていた保険者支援制度については、低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、平成18年度以降も継続することとし、その所要額（８４４億円（国１／２、都道府県１／４、市町村１／４））について地方交付税措置を講じることとしていること。

(4)平成17年度までの暫定措置とされていた高額医療費共同事業については、交付基準額を70万円以上から80万円以上に引き上げた上で、平成18年度以降も継続することとしていること。その際、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県においてその一部を負担することとし（１、８１８億円（国１／４、都道府県１／４、市町村国保１／２））、所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

また、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円以上の医療費について、都道府県単位で市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業（仮称）を平成18年10月から実施することとしていること。

(5)平成17年度までの暫定措置とされていた国保財政安定化支援事業については、保険財政共同安定化事業（仮称）の創設の影響も踏まえ、事業内容を見直した上で、平成18年度以降も継続することとし、所要の地方交付税措置（１、０００億円）を講じることとしていること。

(6)上記のうち、保険者支援制度、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業（仮称）及び国保財政安定化支援事業については、平成21年度までの暫定措置としていること。

(7)以上のほか、医療制度改革の一環として、特に生活習慣予防のための取組体制の充実を図る必要があることから、健康寿命の延長・生活の質の向上を目標とした健康づくりや疾病予防を推進するため、地方公共団体における生活習慣改善に向けた普及啓発等の取組に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

(8)なお、医療制度改革大綱において、平成20年度からスタートする後期高齢者医療制度の財政運営については、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行うこととされており、平成18年の通常国会に関連法案が提出される予定となっているので、留意されたいこと。

９、公債費負担対策

地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置を講ずるとともに、一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え措置を講ずることとしている。

(1)普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置は、従来分として、

ア、平成16年度の起債制限比率（３か年平均）が全国平均以上

イ、平成16年度の経常収支比率が全国平均以上

ウ、平成16年度の財政力指数（３か年平均）が全国平均以下

のいずれかに該当する地方公共団体を対象として、利率７・０％以上の地方債について、利率４・０％を超える利子部分を措置対象としていること。

また、重点措置分として、平成16年度の起債制限比率（３か年平均）が全国平均以上かつ平成16年度の財政力指数（３か年平均）が全国平均以下の市町村を対象として、利率４・０％超７・０％未満の地方債の利子について、措置対象にすることとしていること。

(2)公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債については、資本費負担が著しく高い一定の地方公営企業を対象とした従来分について借換枠を１、０００億円（利率要件６・０％以上）としているほか、臨時特例措置として、利率７・３％以上の一定の公営企業債について借換枠を１、０００億円とし、地方債計画に総額２、０００億円（前年度２、０００億円）計上していること。

また、公債費負担が重く、自主的に公債費負担適正化計画を策定した市町村に対しては、引き続き同計画の対象とされた地方債の利子等の一部に対し所要の地方財政措置を講じることとしている。

さらに、公的資金を民間資金に借換えることにより公債費負担の平準化を図ることとする団体に対し、公的資金の借換えに伴い必要となる補償金を含めた所要資金の全額を借換債の対象とすることとしている。

10、投資的経費に係る地方単独事業については、ハードからソフトへ政策転換を進める地方の実情に応じ、地方財政計画の歳出について投資的経費と経常的経費の一体的なかい離是正を昨年度に引き続き行ったところであり、この結果、「基本方針２００３」に沿った抑制分（４、０００億円の減）と一体的かい離是正分（２兆円の減）とをあわせて、前年度比２兆４、０００億円減の10兆９００億円程度（施設整備費の一般財源化分を含む。）を計上したところである。

この額は、前年度の額に比して19・２％の減となっているが、かい離是正分を除いた場合は３・２％の減であり、地方公共団体の予算編成に当たっては、この増減率を参考として、地域の実情に即して、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業を実施されたい。

また、「地域活性化事業」において、「循環型社会形成事業」、「少子・高齢化対策事業」、「地域資源活用促進事業」、「都市再生事業」及び「地域情報通信基盤整備事業」について、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしているので、活用を

図られたい。

11、「地域再生関連対策」として、国の認定を受けた地域再生計画に基づく事業について所要の地方債措置を講じることとするほか、アウトソーシング等の促進、コミュニティ・サービス事業等の活性化、ＩＣＴを活用した地域通貨の導入・普及、ひとづくり、安心・安全な地域づくり及び観光振興に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

12、「地域を支える人づくり事業」として、Ｕ、Ｊ、Ｉターンの促進等地域を支える人材の確保・定着や育成等に要する経費に対して引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

13、「地域文化振興対策」として、住民の芸術文化活動の支援、創造的で文化的なまちづくり、地域文化財・歴史的遺産の活用による地域おこし等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

14、「科学技術振興対策」として、地域における科学技術の振興に向けた地方団体の自主的かつ戦略的な事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

15、「ＩＴ新改革戦略」（平成18年１月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）の趣旨を踏まえ、各地方公共団体においても、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード及び公的個人認証サービス等を活用した電子自治体の実現をはじめ、地域の情報化を一層推進することが必要である。

　このため、既存業務の見直しや、都道府県単位等のシステムの広域的整備等により、住民サービスの向上、地方公共団体の業務改革及び地域における情報関連産業の育成などの効果をもたらす電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組まれたい。

　このような取組を支援するため、「地域情報化推進事業」として、電子自治体の推進に要する経費及び地域住民の情報リテラシーの向上等誰もがＩＣＴを利用できる社会を実現するための取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

16、「わがまちづくり支援事業」として、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組に対する市町村の支援に要する経費について引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

17、「地域経済新生事業」として、ベンチャー企業等への支援や販路開拓支援等に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

18、「地域経済活性化対策」として、引き続き、ふるさと融資による支援措置を講じるとともに、新技術の開発支援や貸工場、直販施設等の整備に要する経費に対しても地方財政措置を講じることとしている。また、日本政策投資銀行の融資制度について、一定の要件の下に金利の一部引下げ措置を講じることとしている。

　なお、ふるさと融資制度については、離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率の引上げ及び融資限度額全体の引上げの特例措置を、一部の地域の融資限度額の見直しを行った上で平成19年３月31日まで、加入者系光ファイバー網等の整備に係る特例措置を平成21年３月31日まで、それぞれ延長することとしているほか、新たに「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）第33条第１項及び第２項の規定により過疎地域とみなされる区域（廃置分合等前の過疎地域に限る。）について、過疎地域と同様の融資比率及び融資限度額を適用することとしている。

19、「中小企業金融対策」については、中小企業への資金供給の円滑化を図るため、引き続き金融機関に対する預託等に係る地方交付税措置を講じることとしている。

20、「中心市街地再活性化特別対策事業」として、地方公共団体が計画的、総合的に実施する中心市街地再活性化のための事業について、地方公共団体が所有権を有していない既存施設を公共施設としてリニューアルする場合に新たに地方財政措置を講じるとともに、都市再生対策の観点から行う調査・研究等に要する経費に対しても地方交付税措置を講じることとしている。特に、支援の重点を基本計画の策定から計画の効果的実施に移していくとの観点から、計画に位置づけられた事業の具体化や、既に策定された基本計画の再評価について重点的に支援を行うこととしている。

21、「農山漁村地域活性化対策」として、農山漁村地域の生活環境の整備や都市と農山漁村の共生・対流等を促進する地方単独事業や国の施策との連携事業に要する経費に対して所要の地方財政措置を講じることとしている。このうち、国の施策に応じて単独事業として行う「農地・農業用水等の資源の保全向上活動」についても、地方財政措置を講じることとしている。

22、「森林・林業振興対策」として、山村地域の基幹的産業である林業・木材産業の振興対策を推進し、また、森林の適正管理を図ることにより、地球温暖化防止対策に資するとともに、山村地域の活性化を促進するための経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

　このうち、緑の雇用担い手対策については、国の制度見直しに伴い、国と地方が連携し一体的に対策を実施するとともに、その後の就業者の定着条件整備も合わせて行う新たな緑の雇用担い手対策として見直しを行い、国の施策に合わせ平成22年度まで、地方単独事業に要する経費に対し地方交付税措置を講じることとしている。

　また、平成18年度から、森林の公益的機能を維持増進させるため、伐期延長や複層林化による人工林の天然林化を促進する地方公共団体の取組に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。また、森林の公益的機能を維持増進させるための取組を行う林業公社に対する地方公共団体の利子補給に要する経費については、特別交付税措置を講じることとしている。

23、「生活交通確保対策」として、地方バスの運行に関し地方公共団体が地域協議会における検討等に基づき、地域の実情に応じて路線バスの

政　策

維持等の対策を講じるために要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

24、姉妹都市交流を通じた国際観光の一層の推進を図るため、引き続き姉妹都市交流に係る地方交付税措置を講ずることとしている。また、「観光立国推進対策」として、「観光立国行動計画」（平成15年７月観光立国関係閣僚会議決定）等を踏まえた宣伝・広告、受入れ体制の整備、外国人向け観光の企画調査等地方公共団体による外国人観光客の誘数等への自主的取組に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

25、小学校専属ＡＬＴ（外国語指導助手）の増員、国際経済交流や多文化共生の推進等の分野における国際交流員（ＣＩＲ）の活用など、外国青年招致事業（ＪＥＴプログラム）について引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、地域の国際化を推進するため、国際交流・国際協力施策に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

26、「治安維持特別対策」として、警察官３、５００人の増員を見込むとともに、交番相談員やスクールサポーター等の配置、地域住民と警察署との連絡システムの整備、自主防犯活動に対する支援、地域住民の防犯意識の高揚等治安の維持・犯罪の抑止対策に係る人的・物的基盤の充実強化に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

27、「共生のまちづくり推進」として、ユニバーサルデザインによるまちづくりやＮＰＯ等の活動の活性化を推進する事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

また、公営交通や民間施設等のバリアフリー化に対する支援に対して、地方債又は地方交付税による措置を講じることとしている。なお、公共施設等における音声標識ガイド装置の設置等に対し引き続き特別交付税による措置を講じることとしている。

28、「介護保険制度支援対策」として、引き続き地方公共団体が地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、介護保険事業計画の策定、広報啓発、ホームヘルパー及びケアマネージャーの育成等に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。

29、「地域環境保全・創造対策」として、環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成を推進するため、地球温暖化防止対策、自然共生型社会の構築、廃棄物の発生抑制・リサイクル対策等に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

30、「国土保全対策」として、国土保全の見地からの農地、森林等の管理対策、後継者対策、第三セクターの活用等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

31、「防災対策事業」として、災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するため、防災基盤の整備や公共施設等の耐震化等の防災対策について、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。

また、武力攻撃事態等における国民の保護の観点から必要となる設備整備についても、同様の措置を講じることとしている。

なお、平成17年７月の中央防災会議では東海地震、東南海・南海地震に係る地震防災戦略の策定、防災拠点となる公共施設等の耐震化について数値目標を設定するなどの計画的かつ効果的な実施について、防災基本計画の修正がなされたところであるので、これらのことを踏まえて、耐震化の促進や津波対策の推進等に努められたい。

32、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく、国民保護計画作成や住民に対する普及啓発、国民保護訓練の実施等の経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

これらを踏まえ、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が平成18年度を目途に作成されるよう（都道府県の国民保護計画は平成17年度中を目途）、所要の準備を進められたい。

33、「新型インフルエンザ対策」として、都道府県における抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の備蓄に要する経費について、平成18年度から2年間、地方交付税措置を講じることとしている。

34、ＰＦＩ事業は、効率的かつ効果的に公共施設を整備し、質の高い公共サービスを提供する上で有効な手法であるので、「地方公共団体におけるＰＦＩ事業について」（平成12年３月29日付け自治事務次官通知）及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年３月29日付け自治省財政局長通知）を参考として、適切な需要見通しを行うなど事業の安定性の確保に留意しつつ、その積極的な活用に努められたい。

35、公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分については、「平成18年度地方公営企業繰出金について」（自治財政局長通知）により別途通知することとしているが、その適正な運用に努め、地方公営企業がその本来の在り方に即した健全な経営を行いうるよう配慮されたい。

36、地方公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしてきたが、将来にわたってその本来の目的である公共の福祉を増進していくため、「新地方行革指針」、「行政改革の重要方針」及び「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年４月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）の趣旨等を踏まえ、特に次の事項に留意し、さらなる経営改革に積極的に取り組まれたい。

⑴　まず、現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討すること。次に、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。

⑵　事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独

立行政法人制度、ＰＦＩ事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。

(3)より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組むこと。

特に情報開示に当たっては、人件費、料金水準等について類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解、評価しやすいように工夫をこらすこと。

(4)企業職員の給与については、地域民間給与の適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映等の給与構造改革にかんがみ、給与の見直しを速やかに実施すること。また、定員管理については、新地方行革指針を踏まえた真摯な取組により、定員の純減に努めること。

なお、専門的見地から経営の助言を行う経営アドバイザー派遣事業については、引き続き実施することとしているので、積極的に活用されたいこと。

37、地方独立行政法人、地方公社や第三セクター等の運営に当たっては、「行政改革の重要方針」を踏まえ、その人員や給与に関する情報を住民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促されたい。

38、第三セクターに関しては、「第三セクターに関する指針」（平成15年12月12日付け総務省自治財政局長通知）の趣旨を踏まえ、外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図ること、政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図ることのほか、積極的かつ分かりやすい情報公開に努めるとともに、完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進められたい。さらに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、経営改善策の検討を行い、その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討されたい。

この場合、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うのが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意されたい。

また、新たな第三セクターの設立に当たっては、事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性について十分な検討を行うとともに、民間との競合関係にも留意の上、慎重に検討されたい。

なお、第三セクターの債務に係る損失補償契約等の債務負担行為の設定は将来の財政運営への影響を考慮し、特に慎重に対処されたい。

39、土地開発公社の運営に当たっては、「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）」の改正について」（平成12年４月21日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知）等を踏まえ、次の点に留意されるとともに、土地開発公社の状況を踏まえつつ、その在り方について抜本的な検討を行われたい。

(1)新たな土地の取得については土地利用計画等を慎重に検討し、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、特に保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的に行うこと。また、土地取得手続の適正化や金利の低減、積極的な情報公開等に努めること。

(2)「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）により、公社経営健全化計画の策定対象団体を大幅に拡充するとともに、当該計画に基づく取組に対して、従来よりも幅広く地方財政措置を講じることとしているので、計画的に保有土地を縮減すること等を通じて経営の抜本的な健全化に取り組まれたいこと。

(3)地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営であることから、可及的速やかにその改善を図ること。

40、平成17年度末で適用期限が切れる「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和41年法律第１１４号）については、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置を見直し、法律の適用期間を平成19年度までの２年間延長することとしている。

歳　入

1、地方税

地方税については、次の諸点に留意するとともに、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理を図り、徴収の確保に努められたい。

(1)平成18年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減収額とを合わせ、平成18年度の税制改正による増収額を１、２７５億円と見込んでいること。

(2)平成18年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、１兆５、７９４億円、４・７％増の34兆８、９８３億円（道府県税にあっては８・１％の増、市町村税にあっては２・２％の増）になるものと見込まれること。

主要税目では、道府県民税のうち所得割11・１％の増、法人税割11・９％の増、利子割33・６％の減、法人事業税17・３％の増、地方消費税５・１％の増、市町村民税のうち所得割10・１％の増、法人税割11・４％の増、固定資産税（交・納付金を除く。）３・８％の減となる見込みであること。

なお、この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

(3)都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第１００号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格にかんがみ、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示する

政　策

表１　平成18年度地方財政収支見通しの概要

平成17年12月24日現在

項目		平成18年度（見込）	平成17年度	増減率（見込）	備考
歳入歳出規模A（児童手当拡充分等を除く）		約831,800億円〔約823,200億円〕	837,687億円〔834,155億円〕	約▲ 0.7%〔約▲ 1.3%〕	
地方一般歳出（児童手当拡充分等を除く）		約665,000億円〔約656,500億円〕	673,216億円〔669,684億円〕	約▲ 1.2%〔約▲ 2.0%〕	公債費（企業債を含む。）等を除く歳出
歳出	給与関係経費	約225,900億円	227,240億円	約▲ 0.6%	※1　平成18年度一般財源化に係る影響額を含む。 ※2　投資的経費との一体的是正＋10,000億円を除いた場合。 ※3　平成18年度一般財源化に係る影響額を含む。 ※4　一般行政経費との一体的是正▲20,000億円（一般財源ベース▲10,000億円）を除いた場合。
	うち退職手当以外	約205,400億円	209,749億円	約▲ 2.1%	
	うち退職手当	約 20,400億円	17,491億円	約 16.9%	
	一般行政経費				
	うち単独分　※1	約134,800億円	125,063億円	約 7.8%	
	〔乖離是正前〕※2	〔約124,800億円〕		〔約▲ 0.2%〕	
	公債費	約133,000億円	133,803億円	約▲ 0.6%	
	投資的経費				
	うち単独分　※3	約100,900億円	124,911億円	約▲ 19.2%	
	〔乖離是正前〕※4	〔約120,900億円〕		〔約▲ 3.2%〕	
	公営企業繰出金	約 27,300億円	28,659億円	約▲ 4.6%	
	うち企業債償還費普通会計負担分	約 18,800億円	20,568億円	約▲ 8.5%	
	うちその他	約 8,500億円	8,091億円	約 5.3%	
歳入	地方税　B	348,983億円	333,189億円	4.7%	1　交付税特別会計借入金 ・平成18年度末見込み 約52.8兆円(うち地方負担分約34.2兆円) 〔平成17年度末見込み 約51.7兆円（うち地方負担分33.6兆円）〕 2　地方の借入金残高 ・平成18年度見込み 約204兆円
	地方譲与税	37,324億円	18,419億円	102.6%	
	うち所得譲与税	30,094億円	11,159億円	169.7%	
	うち所得譲与税以外　C	7,230億円	7,260億円	▲ 0.4%	
	地方特例交付金	8,160億円	15,180億円	▲ 46.2%	
	うち減税補てん特例交付金　D	7,456億円	8,888億円	▲ 16.1%	
	地方交付税　E	159,073億円	168,979億円	▲ 5.9%	
	減税補てん債　F	4,520億円	5,583億円	▲ 19.0%	
	臨時財政対策債　G	29,072億円	32,231億円	▲ 9.8%	
	一般財源計　H（B～G）	556,334億円	556,130億円	0.0%	
	地方債　I	108,174億円	122,619億円	▲ 11.8%	
	地方債依存度（I／A）	約13.0%	14.6%		

（注）本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

ことにより、都市計画税収の使途を明確にすべきものであること。

(4) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税である。このことから、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、入湯税収の使途を明確にすべきものであること。

2、地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、３兆７、３２４億円（前年度比１兆８、９０５億円、１０２・６％増）であり、その内訳は、所得譲与税３兆94億円（同１兆８、９３５億円、１６９・７％増）、地方道路譲与税３、１１０億円（同38億円、１・２％増）、石油ガス譲与税１４２億円（同５億円、３・４％減）、航空機燃料譲与税１５８億円（同３億円、１・９％減）、自動車重量譲与税３、７０７億円（同60億円、１・６％減）及び特別とん譲与税１１３億円（前年度同額）となっている。

なお、平成18年度の所得譲与税３兆94億円については、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえ、都道府県へ２兆１、７９４億円、市町村（特別区を含む。）へ８、３００億円をそれぞれ譲与することとしている。

また、各都道府県への譲与額は、２兆１、７９４億円のうち

イ、６、６９５・４億円については、平成17年度の所得譲与税の各団体ご

との譲与額、

ロ、６、２９２億円については、平成17年度の税源移譲予定特例交付金の各団体ごとの交付額、

ハ、８、８０６・６億円については、平成17年度の道府県民税所得割に係る納税義務者数及び課税総所得金額等の額を用いて算出した各団体ごとの税源移譲見込額であん分した額、とする。

さらに、各市町村への譲与額は、８、３００億円のうち

イ、４、４６３・６億円については、平成17年度の所得譲与税の各団体ごとの譲与額、

ロ、３、８３６・４億円については、平成17年度の市町村民税所得割に係る納税義務者数及び課税総所得金額等の額を用いて算出した各団体ごとの税源移譲見込額であん分した額、とする。

3、地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込額は、総計で８、１６０億円で、前年度に比し、７、０２０億円、46・２％の減となっている。

なお、国庫補助負担金の改革による税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置することに伴い、税源移譲予定特例交付金を廃止するとともに、児童手当の拡充に係る地方特例交付金を創設することとしている。

⑴減税補てん特例交付金（恒久的減税に伴う地方特例交付金）

減税補てん特例交付金の総額は、恒久的な減税に伴う地方税の減収見込額の総額の４分の３の額（１兆３、５６０億円）からたばこ税の一部の地方への移譲（１、１４２億円）及び法人税の地方交付税率の引上げによる補てんの額（４、９６２億円）を控除した７、４５６億円であること。

⑵児童手当特例交付金（児童手当の拡充に伴う地方特例交付金）

平成18年度より、児童手当の制度拡充が行われることから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、地方特例交付金（児童手当特例交付金）を創設することとしている。

児童手当特例交付金は、都道府県と市町村にそれぞれ総額の２分の１の額を児童数を基礎として交付することとしている。

4、地方交付税

平成18年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税（所得譲与税に係る分を除く、以下同じ。）及び酒税の32％相当額、法人税の35・８％相当額、消費税の29・５％相当額及びたばこ税の25％相当額の合計額12兆５、２６７億円（平成９年度及び10年度に係る精算額のうち平成18年度分の精算額８７０億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額１兆２、１５８億円（既往法定分等４、４４３億円、恒久的な減税に係る交付税特別会計借入金利子分６８６億円及び臨時財政対策加算分７、０２９億円）を加えた13兆７、４２５億円であり、前年度当初に比し８、２８４億円、５・７％減となっている。地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに交付税特別会計借入金１兆１、６１０億円、交付税特別会計における剰余金等４、７０２億円及び前年度からの繰越分１兆２、９０８億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額７９９億円及び利子支払額６、７７３億円を減額した15兆９、０７３億円であり、前年度に比し９、９０６億円、５・９％の減となっている。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特に留意すべきである。

⑴地方交付税の算定の改革については、地方公共団体の自主的、効率的な財政運営を促すとともに、一層の簡素化に取り組むこととして、以下の措置を講じることとしていること。

ア、地方公共団体の経営努力に対応した算定について、行政改革による歳出削減や徴税の取組強化に伴い増加する経費に係る算定を引き続き実施するとともに、さらなる拡充を行うこととしていること。

イ、単位費用の算定に当たり、ゴミ収集等についてアウトソーシング後の経費を算定の基礎とする見直しを引き続き進めることとしていること。

ウ、都道府県分について、道路橋りょう費（道路の面積）の種別補正、恩給費（恩給受給者数）の種別補正、高齢者保健福祉費（65歳以上人口）の人口急増補正の補正係数を廃止することとしていること。

また、平成18年度から政令指定都市の算定の簡素化を検討することとしていること。

⑵基準財政需要額については、⑴の算定の改革を行うとともに、引き続き基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じることとしていること。

また、平成18年度において税源移譲することとされた国庫補助負担金については、施設整備費の一般財源化に伴い特別の地方債が充てられるものを除き、その事業費を全額基準財政需要額に算入することとしているが、その際、児童扶養手当給付費負担金、児童手当交付金、介護給付費等負担金等に係るものについては、地域の実情を反映するため、補正を適用することとしていること。

なお、施設整備費の一般財源化に伴い充当された特別の地方債の元利償還金について、後年度その１００％を基準財政需要額に算入することとしていること。

また、前年度に引き続き一般公共事業等について、地方債（財源対策債を含む。）の充当率を原則として90％まで引き上げること等に伴い、関係費目の単位費用を引き下げることにより投資的経費に係る基準財政需要額を減額することとしていること。

なお、上記により基準財政需要額から振り替えられた部分に係る地方債（財源対策債）の元利償還金については、その50％を公債費方式又は事業費補正方式により、50％を関係費目における単位費用において標準事業費方式により後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

その他、平成18年度に創設される地域手当については、地域区分別に即した態容補正の創設により算定を行うこととしていること。

市町村合併の進展を踏まえ、都道

政　策

府県分の標準団体行政規模について、市部・町村部人口、市数、町村数の見直しをし、特に、「生活保護費」の標準団体行政規模については、全面的に見直しをすることとしていること。

さらに、最近の決算の状況等を踏まえた態容補正における個別係数の見直しを検討することとしていること。

基準財政需要額の増減は、道府県分と市町村分、また各地方公共団体における経常経費、投資的経費、公債費のウェイト等により地方公共団体ごとにかなりの差異が生じるものと見込まれること。

特に、一般財源化される国庫補助負担金の各地方公共団体ごとの状況により、基準財政需要額の増額幅に大きな差を生じることが見込まれるので留意すること。

一方、基準財政収入額については、税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を当面１００％算入することとしており、平成18年度は、所得譲与税及び児童手当特例交付金がその対象となるものであること。

一般的に、道府県分にあっては道府県民税所得割及び法人関係税の増、道府県民税利子割の減が見込まれ、市町村分にあっては、市町村民税所得割及び法人税割の増、利子割交付金及び固定資産税（家屋）の減が見込まれる。ただし、基準財政収入額の見積もりに当たっては、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

法人関係税、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補てん債を発行する場合には、減収補てん債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

⑶基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成17年度算定に比し、経常経費（平成18年度の一般財源化等分を除く）にあっては、道府県分０・５％程度、市町村分０・０％程度の増、投資的経費（事業費補正分を除く。）にあっては、道府県分14・５％、市町村分12・５％程度の減と見込まれること。

⑷前年度に引き続き臨時財政対策債の発行に伴い、２兆９、０７２億円を需要額から減額することとしていること。

なお、臨時財政対策債への振替方法については、前年度と同様に、臨時財政対策債への振替を考慮せずに算出した需要額の総額から、別途算出した臨時財政対策債振替相当額を差し引く方法とすることとしているので留意すること。その際、臨時財政対策債振替相当額は、人口を測定単位とし「その他の諸費（人口）」（経常経費）の補正係数（経常態容補正、加算分及び他の費目の補正を一括適用している分に係るものを除く。）を基礎として算出することとしていること。

⑸平成18年度の特別交付税の総額は、平成17年度に比し５・９％の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成17年度において、災害対策及び合併関連経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方公共団体にあっては、これらの事由による減少についても確実に見込むこと。

５、国庫支出金

国庫支出金については、平成18年度予算において、税源移譲に結びつく改革として１兆２、８４４億円の改革を行うほか、３、１８３億円の交付金化の改革、２、６４０億円のスリム化の改革を行うこととされている。

なお、国庫支出金の総額については、現在のところ確定した金額を把握することは困難であるが、地方財政計画上８・９％程度の減（改革推進公共投資事業償還時補助分を除けば８・３％程度の減）になるものと見込まれる。

また、平成18年度における各種交付金の計上額は、表２のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

６、地方債

地方債については、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、平成18年度より協議制度へ移行する趣旨を十分踏まえ、適切に対応されたい。

平成18年度の地方債計画は、地方公共団体が当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

これらの留意点については、次のとおりである。

⑴地方債協議制度移行後においては、地方債の信用維持等の観点から、赤字額が標準財政規模に応じ、２・５％から10％の間で政令において段階的に設定される額以上となる地方公共団体や実質公債費比率が18

表２　平成18年度　各種交付金計上額

（単位：億円、％）

交付金名	18年度	17年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	835.5	792.2	43.1	5.4
国有提供施設等所在市町村助成交付金	251.4	251.4	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	64.0	64.0	0.0	0.0
電源立地地域対策等交付金	1,245.2	1,347.7	▲102.4	▲7.6
特定防衛施設周辺整備調整交付金	135.0	135.0	0.0	0.0
特別行動委員会関係特定施設周辺整備調整交付金	33.2	35.4	▲ 2.2	▲6.2
石油貯蔵施設立地対策等交付金	63.7	64.9	▲ 1.3	▲2.0
地方道路整備臨時交付金	7,393.0	7,408.0	▲ 15.0	▲0.2

％以上となる地方公共団体の起債等、又は営業収益に対する資金不足額の割合が10％以上の公営企業における起債については、引き続き許可を要することとなることから、地方債の発行に当たっては、将来の実質公債費への影響等に留意するとともに、適切な財政運営に努められたいこと。

(2)平成18年度からの地方債協議制度への移行に伴い、地方債の手続についても簡素化を行うこととしており、具体的には、市町村分の地方債について現在行われている財務局・財務事務所の市町村ヒアリングについては、原則として都道府県（市町村担当課）ヒアリングに移行し、都道府県及び指定都市分の地方債のうち、全額民間資金債については、財務局・財務事務所のヒアリングを廃止し、書類の送付に替えることとしていること。

(3)平成18年度地方債計画の総額は、13兆９、４６６億円となり、前年度に比し１兆５、９００億円、10・２％の減となっていること。

この内訳として、普通会計分は10兆８、１７４億円で、前年度に比べて１兆４、４４５億円、11・８％の減となっており、公営企業会計等分は３兆１、２９２億円で、前年度に比べて１、４５５億円、４・４％の減となっていること。

(4)通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第５条の特例として臨時財政対策債を２兆９、０７２億円計上していること。

なお、資金については、原則として市町村について政府資金を配分することとし、８、７２２億円を確保していること。

(5)恒久的な減税による減収の一部に対処するため、「地方財政法」第５条の特例として減税補てん債４、５２０億円を計上していること。

なお、資金については、市町村について政府資金を配分することとし、１、８０８億円を確保していること。

(6)地方一般財源の不足に対処するため、一般公共事業債、学校教育施設等整備事業債、一般廃棄物処理事業債、地域活性化事業債及び臨時地方道整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により財源対策債として１兆６、５００億円を計上していること。なお、これは個別の地方公共団体の財政措置に不均衡が生じないよう調整を図るための調整分を含めて計上しているものであること。

(7)国庫補助負担金改革における施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、地方公共団体において引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業（一般財源化分）７００億円を計上していること。

(8)団塊の世代の大量定年退職等に伴う平成18年度以降の退職手当の大幅な増加に対処しつつ、今後の総人件費削減を進めるため、10年間の特例措置として、許可により、定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債（退職手当債）の発行を拡充する措置を講じることとし、２、６００億円を計上していること。

発行可能団体は、平年度ベースを上回る退職手当額がある団体で、定員・人件費適正化計画を定め、総人件費の削減に取り組む団体とし、発行可能額については、当該団体の退職手当額（国家公務員ベース）が平年度ベースの標準退職手当額を上回る額の範囲内としていること。

なお、当該措置を講じるに当たり、地方財政法の附則に地方債の特例規定を置くための改正を行う予定であること。

(9)集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体について、通常の地方債に加え、行政改革の取組により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、さらに行政改革推進債を充当することができることとし、３、０００億円を計上していること。

(10)「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第６号）の下で合併した市町村を支援するため、合併市町村が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、引き続き、合併特例債及び合併推進債の所要額を計上していること。

また、合併新法の下で、都道府県の構想に位置付けられた市町村合併を支援するため、当該市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、新たに合併推進債の対象とすることとし、所要額を計上していること。

(11)平成18年度からの地方債協議制度への移行を踏まえ、基本的に枠外債の解消を図ることとし、国の予算等貸付金債等についても地方債計画に計上するとともに、事業区分について所要の見直しを行っていること。

(12)辺地とその他の地域の格差是正を図り、また、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保していること。特に、過疎対策事業債については、ほぼ前年度並みの所要額を確保し、過疎地域の自立促進に資する効果的なプロジェクト等を重点的に支援していくこととしていること。

(13)地方公共団体が公共施設等に係るアスベストの除去を円滑かつ速やかに行うことができるよう、アスベストの除去に要する経費については「地方財政法」第５条に該当しないものについても特例として地方債の対象とするなど必要な措置を講じることとし、「地方財政法」の附則に地方債の特例規定を置くための改正を行う予定であること。

(14)地方債資金については、地方分権の推進や財政投融資制度改革の趣旨、郵政民営化や政策金融改革などの動向を踏まえ、都道府県及び政令指定都市を中心に、市場公募地方債の拡大などによる市場化の一層の推進と公的資金の縮減・重点化を引き続き図るとともに、各地方公共団体の資金調達能力に配慮し、必要な公的資金を確保していること。

この結果、平成18年度地方債計画における地方債資金については、政府資金３兆８、５００億円（前年度比８、７００億円、18・４％減、地方債計画中の構成比27・６％）、公営企業金融公庫資金１兆４、０６０億円（前年度比１、２７０億円、８・３％減、地方債計画中の構成比10・１％）及び民間等資金８兆６、９０６億円（前年度比５、９３０億円、６・４％減、地方債計画中の構成比

政　策

62・3％）となっていること。

なお、政府資金は、財政融資資金3兆3、700億円（前年度比1、700億円、4・8％減、地方債計画中の構成比24・2％）、郵政公社資金のうち郵便貯金資金1、700億円（前年度比2、600億円、60・5％減、地方債計画中の構成比1・2％）、簡易生命保険資金3、100億円（前年度比4、400億円、58・7％減、地方債計画中の構成比2・2％）としていること。

特に、郵政公社資金については、平成19年度での原則廃止に向け、大幅な縮減を図っていること。

また、民間等資金の内訳は、市場公募資金3兆5、000億円（前年度比2、000億円、6・1％増、地方債計画中の構成比25・1％）、銀行等引受資金5兆1、906億円（前年度比7、930億円、13・3％減、地方債計画中の構成比37・2％）となっていること。

⑮民間資金の調達に当たっては、市場公募化の一層の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたいこと。特に、証券発行方式の地方債を発行している地方公共団体にあっては、平成18年1月10日から開始された一般債振替制度への円滑な移行を図られたいこと。

全国型市場公募債については、既発行団体にあっては発行規模の拡大に努めるとともに、全都道府県及び政令指定都市が全国型市場公募債を発行することを目指す観点から、未発行団体にあっては積極的にその発行を検討されたいこと。

また、中核市、特例市はもとより、その他の市町村においても、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進している「住民参加型市場公募債」の発行に積極的に取り組まれたいこと。

なお、平成18年度においては、新たに3団体が全国型市場公募債を発行する予定であるとともに、住民参加型市場公募債については、発行団体110団体、3、600億円程度の発行が予定されていること。

発行単位の大型化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、「地方財政法」第5条の7の規定に基づく全国型の共同発行市場公募債については平成18年度において発行規模1兆3、000億円程度、29団体を予定していること。なお、全国規模の共同発行に限らず、近隣地方公共団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行の推進に努められたいこと。

地方債に関する制度のほか、地方債はBIS（国際決済銀行）のリスクウェイトが国債と同様ゼロとされていること、それぞれの地方公共団体における財政健全性を維持するための取組を行っていること等について、地方債の市場化の推進に対応し、住民及び市場関係者の一層の理解を得られるよう、積極的にIR活動（投資家・金融機関等への説明）等情報提供を行われたいこと。

⑯公共事業の見直しや公共施設の目的外転用に伴い必要となる財政融資資金等の繰上償還を行う場合には、一定の要件のもとで民間資金による借換債を新たに認めることとしていること。

⑰中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定するなど、総合的な地方債管理に努められたいこと。

⑱施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還期間が短いこと等により、公債費が急増している地方公共団体も見受けられるので、公債管理に当たっては、適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意されたいこと。

なお、やむを得ず、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えにより対処することを原則とすべきであり、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねないため、慎まれたいこと。

7、使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。

歳　出

1、給与関係経費

給与関係経費については、次の事項に留意し、定員管理及び給与水準の適正化等により、その抑制に特段の努力をされたい。

⑴各地方公共団体においては、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、ICT化の推進等の取組により、適正な定員管理を一層推進し、集中改革プランにおいて公表する定員管理の数値目標の達成に向け、定員の純減に努めること。その際、市町村合併の進展を踏まえ、計画的に組織の合理化や公共施設の効率的な配置を進めることなどにより、一層の定員管理の適正化に努められたいこと。

なお、国の法令による定員配置の基準を超えて職員配置をしている場合にあっては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定員の適正化を図るなど、適切に対処されたいこと。

⑵地方財政計画上の職員数については、総人件費改革基本指針における4・6％以上純減するとの目標を踏まえ、その一年度分に相当する22、602人の純減としていること。

⑶義務教育諸学校及び公立高等学校（特殊教育諸学校高等部を含む。）の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴い、それぞれ941人、4、612人の減員を見込んでいること。

公立大学、公立幼稚園の教員については、地方財政計画上、3、085人の減員（大学独立法人化による教員数の減員2、570人を含む。）を見込んでいること。

⑷一般職員（教員、警察官、消防職員及び警察事務職員等を除く職員）については、地方財政計画上、17、057人の減員を見込んでいること。

⑸警察官については、地方財政計画

上、現下の治安状況を勘案し、警察組織の徹底的な合理化が進められることを前提に、３、５００人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、４０７人の減員を見込んでいること。

(6)地方公務員共済組合等負担金については、表３のとおり改定される予定であること。

(7)地方公務員災害補償基金負担金については、改定される予定であること。

(8)団塊の世代の大量定年退職等に対処するため、地方財政計画上の退職手当を前年度に比し16・９％増の２兆５００億円程度計上することとしていること。

(9)平成18年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしているので留意されたいこと。

(10)地方財政計画上の給料単価等については、平成17年人事院勧告の給与構造改革を踏まえ、地方公共団体においてこれと同様の見直しを実施したものとした額を見込んでいること。

2、一般行政経費

一般行政経費については、次の事項に留意しつつ、経費全般について徹底した見直しを行い、重点化を図るとともに、その節減合理化に努められたい。

(1)国の委託費、補助金等については、廃止、減額等が行われているものもあるので、このような状況を踏まえて受託事業、補助事業等の予算計上、事業実施等に当たること。

(2)平成18年度地方財政計画においては、一般行政経費（単独）のうち、人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、ＩＴ）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応といった新重点４分野や社会福祉系統経費、市町村合併、治安維持対策に係る施策など地域において必要な行政課題に対して適切に財源措置を行う一方、その他の分野に係る既定の行政経費については自助努力による節減分を見込みつつ極力縮減し、前年度に比し約０・２％減の12兆４、８００億円程度（伸率については、国庫補助負担金の一般財源化に係る影響分を除く。）を計上することとしていること。

なお、平成18年度の国庫補助負担金の一般財源化に伴い、補助事業から単独事業に移行した事業については、上記一般行政経費（単独）に含めて、所要の事業費全額（２、７００億円程度）を計上することとしていること。

平成18年度は投資的経費（単独）との一体的かい離是正分として、１兆円を増額計上することとしており、これを含めた場合、前年度に比し約７・８％増の13兆４、８００億円程度となること。

(3)国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）３、８４７億円、都道府県調整交付金４、９３９億円及び国保財政安定化支援事業１、０００億円については、国民健康保険関係事業費として９、７８６億円を計上することとしていること。

(4)高等学校以下の科立学校に対する功成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

(5)災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成18年度においては、５、７００億円程度（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。

(6)運輸事業振興助成交付金については、引き続き地方財政計画に所要額を計上することとしていること。

3、投資的経費

地方公共団体が財政の健全化に留意しつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を実施することが求められており、各地方公共団体においては、地域の実情に即した適切な事業を選択し、事業の重点的かつ効果的な実施に努められたい。

(1)国の公共投資関係費は前年度比４・８％減とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、前年度に比し、約０・７％減の１兆１、３００億円程度、補助事業費については、前年度に比し約３・８％減の５兆６、７００億円程度となる見込みであること。

表３　平成18年度の共済組合負担の組合別料率

区分		警察官	警察事務職	都道府県一般職	市町村一般職	公立学校 義務教育職	公立学校 その他教育職
長期	給料	87.5282%					
	期末手当等	70.0226%					
	公経済	18.1%					
追加費用		91.9%	81.8%	94.6%	46.4%	133.7%	73.4%
短期	給料	48.91%	48.91%	44.41%	52.62%	44.56%	
	短期＋福祉	41.65%	41.65%	38.46%	44.69%	38.65%	
	育休介護手当金	0.13%	0.13%	0.34%	0.35%	0.42%	
	介護納付金	7.13%	7.13%	5.61%	7.33%	5.49%	
	特別財政調整				0.25%		
	期末手当等	39.12%	39.12%	35.52%	42.09%	35.64%	
	短期＋福祉	33.32%	33.32%	30.76%	35.75%	30.92%	
	育休介護手当金	0.10%	0.10%	0.27%	0.28%	0.33%	
	介護納付金	5.70%	5.70%	4.49%	5.86%	4.39%	
	特別財政調整				0.20%		
事務費		240円	240円	240円	7,920円	240円	

（注）１「事務費」については、地方公務員等共済組合法附則第40条の４第１項の規定による特例措置と同様の措置（改正予定）が平成18年４月１日以降も講じられるものとして算出した額である。
２「長期」及び「短期」の負担金率については、平成15年４月１日から導入された総報酬制をベースとしている。
３「長期」の「公経済」の率は、基礎年金拠出金に係る公的負担分で標準給与（掛金の標準となる給料の額×1.25（特別職の職員である組合員は１）と掛金の標準となる期末手当等との合計額）に対する率である。

政　策

(2)地方単独事業費については、前年度比19・2％減の10兆９００億円程度を計上することとしているが、一般行政経費（単独）との一体的なかい離是正分を除いた伸び率は３・２％の減であり、既定経費の節減合理化や基金の活用などにより財源の確保に努めるとともに、「地域活性化事業」や「地域再生事業」の活用を図り、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業を実施されたいこと。

(3)また、公共工事については、「公共工事コスト縮減に対する取組について」（平成12年９月１日付け自治事務次官通知）及び「公共工事コスト構造改革に対する取組について」（平成15年10月24日付け総務事務次官通知）に基づき、より一層のコスト縮減に取り組み、縮減率の公表を推進されたいこと。

4、公債費

公債費については、近年の投資的経費の抑制などにより、地方財政計画上前年度に比し０・６％程度の減を見込むこととしているが、なお高い水準にあるとともに公債費の状況は各地方公共団体において異なるものであること等にかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

5、維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度に比し０・５％程度の減を見込むこととしているが、各種公共施設等について計画的に補修を行い、その機能が十分に発揮されるよう適切な措置を講じられたい。

6、公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法（昭和27年法律第２９２号）等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の強化を図るとともに、生活関連社会資本の整備及び社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開に配慮し、地方財政計画に所要額を計上することとしているので、この趣旨に沿って適正な運用を図られたい。

7、その他

次の諸点に、特に留意されたい。

(1)国等に対し施設又は用地を無償で提供する等の事例が見受けられるが、「地方財政再建促進特別措置法」（昭和30年法律第１９５号）第24条第２項の規定に基づき適正に対処すること。

また、国鉄民営化に伴い設立された旅客会社等に対する寄附金等の支出についても、同法の趣旨を踏まえ、引き続き適切に対処すること。

(2)公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、近年、経営状況が悪化し、収益率が低下しているところであるので、各施行団体にあっては、魅力の向上による売上げの増加を図り、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じ、今後の事業の在り方についても検討を行うこと。

なお、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることとしており、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り組まれたいこと。

(3)公共工事の入札及び契約手続については、地方公共団体において、これまでの改善の取組を引き続き推進しつつ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第１２７号）により義務付けられている事項について、早期に完全実施するとともに、同法に基づく指針に従い、必要な措置を講じるよう努められたいこと。

また、一般競争入札の適切な実施や多様な入札・契約方式の推進、電子入札の導入等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知）の趣旨を十分に踏まえ、適切に対処されたいこと。

(4)公共工事の品質の確保については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）が平成17年４月１日に施行され、また、同法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が平成17年８月26日に閣議決定されたこ

あなたの思いを
カタチにします。
お手軽にいくらからでもご利用いただける スーパー定期
実績配当商品ラインアップ グローバルセレクション
しっかり、殖したいもっと、ゃやしたい 5年変動定期
外貨定期預金 ファーストクラス
半年複利で絆利回り ビッグ 2年・5年
自由返済 自動返済 住宅ローン リレープランフレックス
SUMITOMO TRUST 住友信託銀行
資料のご請求は住友信託ダイレクトテレフォンバンクサービスまでどうぞ。
0120-897-117 オペレーターが直接ご用件を承ります。
【受付時間】月～金曜日 9時～21時 土曜日 9時～17時
（ただし、祝日および5/3～5/5、12/31～1/3を除きます）

お客さまとご家族の将来に備えて
資産のバトンタッチ
を考えてみませんか?
皆さまの思いを具体的な「かたち」にするためのお手伝いをいたします。
あなたの意思を形にします
遺言信託［遺心伝心］
相続に関する手続きに不慣れな方へ
遺産整理［わかち愛］
＊「遺言信託［遺心伝心］」「遺産整理［わかち愛］」には所定の手数料、報酬がかかります。
＊税法の詳細につきましては、所轄税務署・税理士までご相談ください。
三菱UFJ信託銀行
MUFG
三菱UFJ信託銀行 インフォメーションデスク 0120-349-250（つながりましたら 6 を押してください）ご利用時間 平日・土・日 9:00～17:00（祝日等を除く）

情　報

とを踏まえ、同法及び同方針に基づいて、公共工事の品質確保の促進を図るための必要な措置を講じるよう努められたいこと。

(5)国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設を指し、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。）については、新設及び増築を禁止することとされ、地方公共団体に対しても、この措置に準じて措置するよう要請するものとされているところであり（平成12年5月26日閣議決定）、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年6月9日付け自治事務次官通知）に基づき、適切に対処されたいこと。

(6)「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」（平成13年法律第120号）により、住民票の写しの交付等の事務を郵便局において取り扱うことができることとされているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、引き続き本制度の活用に努められたいこと。

なお、「郵政民営化の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第102号）により、郵政民営化後の郵便局においても従前どおり「地方公共団体の特定事務」を受託することができることとされていること。

新任都道府県町村会長の略歴

長崎県町村会は平成17年12月7日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。（平成18年1月1日就任）

長崎県町村会長
南高来郡西有家町長
佐藤（さとう）　寿信（としのぶ）
昭和18年11月18日生
【住所】長崎県南高来郡西有家町里坊1900番地
【町長に当選するまでの経歴】▽昭和61年西有家町議会議長▽平成8年西有家町長
【町長としての当選回数】3回
【町村会関係の経歴】▽平成15年南高来郡町村会副会長▽同年長崎県町村会評議員
【主な業績】▽西有家総合学習センター建設▽西有家町農業集落排水施設建設▽西有家町総合運動公園建設▽西有家町尾上地区ほ場整備▽高齢者福祉タクシー助成事業
【趣味】園芸
【家族】妻・母

地方公営企業（略）

山村（やまぢから）力誘発モデル事業　林野庁

2006年4月募集開始予定

山村と都市の連携で、山村での様々な体験、教育、労働、生活の場を求める都市住民のニーズに対応し、山村への人や資金の導入により山村地域の活性化を図り、森林整備の推進による森林の多面的機能の発揮を図る。

林野庁では、平成18年の新規事業として「山村力誘発モデル事業」（概算決定：125、000千円）を創設して、山村地域と都市住民の連携により、山村再生ビジョンの策定など、山村への定住者確保につながる様々な取組の中から、全国的に先進的な取組を募集・選定・支援して、山村地域の活性化モデルとして全国に普及啓発していくこととしています。

1、支援内容の主な事例

○山村再生ビジョンの策定
○都市と山村の協働
・山村インターンシップの受け入れ
・山村再生ファンドや地域通貨の導入
○山村資源の循環利用
・自然エネルギーや物質循環システムの検討
資源プラントの誘致
○定住者の確保
・山村の生活に関する情報提供
・事業の実施拠点となる施設の修繕等

※補助率は事業費の2分の1

2、応募要件

○都道府県域を越える都市と山村との取組であること
○山村の活性化に資する長期的な取組であること
○先進的で他地域への波及効果が高い取組であること

3、応募主体

○都市と山村の第3セクター、森林組合、NPO、自治体等が連携した任意団体等

〔問い合わせ先〕

林野庁計画課
森林総合利用・山村振興室
電　話03－3502－8111
（内線6207）
FAX03－3593－9565
山村振興指導班：佐山・森

情　報

カプセル Now & New

結婚記念に婚姻届を複写した台紙を贈呈　北海道東川町

町は、結婚の記念に婚姻届を複写した台紙を無料でプレゼントするサービスを行っている。台紙には顔写真用の小窓やメッセージシートなどが入るポケットもある。婚姻届の提出は一時滞在先でも可能なことから、思い出づくりに多くの新婚カップルの来町を期待している。

弘前大学と地域連携事業協定を締結　青森県鰺ヶ沢町

町は、地域活性化と人材育成をねらいに弘前大学と地域連携事業協定を締結した。町企画課と同大学の学術情報部社会連携課が窓口となって協定に基づく包括的な協力関係を確立し、当面は教育学部学生が地域振興策を提言する調査研究や新規作物の栽培研究に取り組んでいく。

食育担当ポスト「食育推進主幹」を新設　岩手県紫波町

町は、食育担当の専門ポストとして農林課内に「食育推進主幹」を設け、食育を推進していく。同主幹は学校給食や健康づくりなど多分野にまたがる食育関連事業を整理し、部署間の連携を図って事業全体を組み立てる役割を担う。平成18年度から本格的な活動を展開していく。

「犬のトイレ」を試験的に設置　栃木県大平町

町は、犬のふん害解消策として「犬のトイレ」を町内5か所に試験的に設置している。トイレは、ごみ堆肥化容器を活用したもので、ふんは飼い主が持参したビニール袋に入れて捨ててもらう。トイレのふんは町が週1回回収。利用状況をみながらトイレの増設も検討する。

機動的な組織運営にグループ制を導入　埼玉県栗橋町

町は、係制を廃止しグループ制を導入した。縦割りを解消した柔軟な組織運営により職員同士が協力しやすい体制の構築がねらい。職員を課の一員と位置づけ、業務内容に応じて4～5人のグループを設置。各職員は複数のグループに所属し、機動的に業務に当たっていく。

ホームページに「空き家・空き室」情報を掲載　神奈川県箱根町

国内有数の温泉地として知られる町は、定住人口の増加を図っていくため、町のホームページに「空き家・空き室」情報を掲載している。町税・国保の滞納のない住民登録をしている町民の所有物件であることが掲載の条件で、町外からの転居を促進していく。

全小中学校に自動体外式除細動器を配備　富山県入善町

町は、町内の小学校で心臓に持病のある児童が授業中に不整脈を起こし急死したことを受け、自動体外式除細動器（AED）を町内全小中学校に配備した。配備に当たっては、全小中学校の校長や教職員約200人を対象にしたAEDの使い方や心肺蘇生法についての講習会も実施した。

総合的な観光パンフレットを作成　石川県中能登町

合併に伴い昨年誕生した町は、「自然」「歴史」など5つのテーマごとに町内の見どころを紹介した総合的な観光パンフレットを作成した。B5判、全18ページで、町の名所や特産品、イベントなどを網羅しており、能登空港や小松空港などでも配布し誘客に活用している。

「空き家情報活用制度」を導入　長野県喬木村

村は、田舎暮らしを希望する都市住民の移住を支援して人口定住化を図っていくため、「空き家情報活用制度」を導入している。村内の賃貸・売却に適した空き家の情報をホームページに掲載し、賃借や購入したい人にホームページから申し込んでもらう。

災害弱者台帳の作成を推進　京都府加茂町

町は、災害弱者になる恐れがある町民の実態を把握するため、台帳の作成に取り組んでいる。対象は高齢者や障害者、乳幼児のいる世帯など3000人程度になる見込み。台帳作成に当たっては、作成の趣旨と登録申請用紙を郵送し、趣旨に同意した町民を台帳に登録する。

企業立地促進条例を施行　島根県斐川町

町は、町内にある工業団地への企業誘致を目的に、これまでの条例や規則を統合・改正した企業立地促進条例を施行した。工業団地に進出する企業への助成枠を拡大するとともに、町民を雇用した場合に従業員数に応じて1人当たり3万円を支給する雇用促進助成金を新設した。

EM菌を活用したごみ再資源化を支援　徳島県北島町

町は、有用微生物群のEM菌を活用した有機栽培やごみ再資源化の推進をねらいに設立された町民組織「北島EMの会」を支援し、エコシステムの構築に取り組んでいる。同会の活動費を助成するとともに、小学校等でのEM菌による肥料づくりを普及促進していく。

町の魚としてカツオを選定　愛媛県愛南町

平成16年10月に5町村の合併で誕生した町は、合併1周年に合わせ、町の花、木、鳥とともに町の魚としてカツオを選定した。県内唯一のカツオの水揚げ漁港があることから、カツオのPRとともに新商品も開発し、町の漁業振興を図っていく。

全小中学校へ防犯カメラを設置　福岡県宇美町

町教育委員会は、学校の安全性を高めていくため、町内全8小中学校への防犯カメラの設置を進めている。町民の防災意識も高まっていることなどから、赤外線によって人の気配を感知するとカメラが自動的に録画を開始する仕組みで、各校に3台ずつ配備する。今年度中に設置を終える予定。

カプセル Now & New

平成十六年度 公有物件災害共済事業の概要報告

財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二六三条の二の第一項の規定に基づいて公有物件（建物・自動車）の災害共済事業を行っている。平成十七年七月七日開催の評議員会の同意を得、同日の理事会において、平成十六年度事業概要及び決算について認定を得たので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、公有物件災害共済規約の『地方自治法同条第二項に定める通知および公示は全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う』との定めによるものである。

建物災害共済事業

建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するために、昭和二十三年四月より地方自治法第二六三条の二（相互救済事業経営の委託）の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部（町村会）の多大な協力を得て事業基盤は安定をみていたが、市町村合併の影響により分担金収入は減少傾向にある。

事業の運営にあたっては、制度内容の充実を図るとともに、共済委託団体の財政負担の軽減を図り、共済委託物件の継続加入推進に努めているところである。

平成十六年度の収支状況は、収入額一一七億五、九九四万余円（運営準備積立金戻入を除く、前年度比六・三％減）、支出額一八五億九、三五六万余円（前年度比八一・一％増）で収支差引額は六八億三、三六二万余円の欠損となった。これは度重なる台風の上陸により、加入物件が甚大な被害を被り、支払共済金が過去最高の支払いとなったため、収支欠損金額は運営準備積立金の取崩しにより対処した。

平成十六年度の受託及び罹災状況等は次のとおりである。

1、受託状況

平成十六年度の受託実績は、表（1）のとおりである。

受託件数は四二五、〇六六件で、前年度比一〇、九五四件（二・六％）の増となった。また共済責任額は前年度比八、五七三億余円（二・四％）増の三六兆九、二四八億余円となった。収入分担金は八六億八、九四七万余円で前年度実績九三億九七八〇万余円に比べ七億八百三三万余円（七・五％）の減となった。

2、罹災状況

平成十六年度の罹災状況は表（2）に示すとおりである。建物共済における罹災件数は一六、一五一件で、前年度より一〇、九八五件（二一二・六％）の増となり、支払共済金においては、前年度より五四億二、六五八万余円（一四五・二％）増の九一億六、三五三万余円となった。なお、収入分担金八六億八、九四七万余円に対する損害率は一〇五・五％である。

3、用途別罹災状況

用途別の罹災状況は表（3）のとおりである。罹災件数は学校施設・体育施設において多いが、支払共済金及び用途別の損害率においては環境衛生施設及びその他の施設が高い状況となっている。

なお、一罹災当りの平均支払共済金額は五六七、三六六円となっている。

4、災害見舞金

災害見舞金は自然災害（地震・噴火・津波による損害）に対して給付するが、平成十六年度においては表（4）のと

表(1)　建物共済受託実績

区　分	平成16年度	平成15年度	比較増減	増減率
件　数	425,066件	414,112件	10,954件	2.6%
共済責任額	36,924,860,907千円	36,067,540,119千円	857,320,788千円	2.4%
収入分担金	8,689,472,085円	9,397,802,842円	△708,330,757円	△7.5%

表(2)　建物共済罹災状況

区　分	平成16年度	平成15年度	比較増減	増減率
件　数	16,151件	5,166件	10,985件	212.6%
支払共済金	9,163,534,630円	3,736,953,577円	5,426,581,053円	145.2%
損害率	105.5%	39.8%	65.7%	——

表(3)　建物共済用途別罹災状況

用途別		件　数	支払共済金	損害率
建物共済	学校関係	3,330件（20.6%）	1,657,952,009円（18.1%）	19.1%（73.1%）
	役場庁舎	1,236　（7.7%）	670,907,422　（7.3%）	7.7　（124.5%）
	医療施設	284　（1.8%）	267,900,794　（2.9%）	3.1　（87.7%）
	住宅	2,112　（13.1%）	738,292,964　（8.1%）	8.5　（126.6%）
	社会文化施設	2,198　（13.6%）	1,294,170,987　（14.1%）	14.9　（94.5%）
	福祉関係	1,372　（8.5%）	630,595,107　（6.9%）	7.3　（75.4%）
	体育関係	2,214　（13.7%）	1,548,044,671　（16.9%）	17.8　（126.2%）
	環境衛生施設	1,465　（9.0%）	1,458,251,219　（15.9%）	16.8　（177.4%）
	その他	1,940　（12.0%）	897,419,457　（9.8%）	10.3　（138.9%）
合計		16,151　（100.0%）	9,163,534,630　（100.0%）	105.5　——

（注）損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、（　）は各用途別区分収入に対する用途別損害率である。

表(4)　建物共済災害見舞金給付状況

区　分	平成16年度	平成15年度	比較増減
件　数	500件	358件	142件
災害見舞金給付額	564,213,390円	194,619,841円	369,593,549円
未払費用	1,065,414,062円	—円	1,065,414,062円
合　計	1,629,627,452円	194,619,841円	1,435,007,611円

表(5)　消防設備資金融資

貸付年度	貸付件数	貸　付　額	償還済額	本年度末貸付残額
平成10年度	257件	4,640,700千円	3,872,884,000円	767,816,000円
平成11年度	253	4,601,500	3,081,976,000	1,519,524,000
平成12年度	256	4,459,000	2,229,988,000	2,229,012,000
平成13年度	260	4,238,100	1,415,740,000	2,822,360,000
平成14年度	261	4,326,800	781,670,000	3,545,130,000
平成15年度	241	3,394,000	0	3,394,000,000
平成16年度	211	3,360,500	25,600,000	3,334,900,000
合　計	1,739	29,020,600	11,407,858,000	17,612,742,000

（注）平成16年度の貸付条件は次のとおりである。
1. 償還期限は資金を貸受けた翌年度から7年以内
2. 貸付利率は貸付期日により異なり、2月1日貸付分が0.7%、3月1日貸付分が0.7%、3月25日貸付分が0.6%である。

活　動

おりである。

なお、本年度より平成十六年度罹災の災害見舞金を未払費用として計上した。

5、諸積立金

平成十六年度末における基金積立金（財産収入をもって造成）及び運営準備積立金（事業剰余金の積立）の総額は四五六億二、一一四万余円となっており、その内訳は、基金積立金二九一億四六八万余円、運営準備積立金一六五億一、六四五万余円である。

6、消防設備資金融資

共済事業委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は、表（5）のとおりである。

自動車損害共済事業

自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、建物災害共済事業と同様、地方自治法第二六三条の二（相互救済事業経営の委託）の規定による共済事業として、昭和三十三年十月に発足した。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部（町村会）の多大な協力を得て事業基盤は安定をみているが、今後は市町村合併の影響が懸念される状況にある。

事業の運営にあたっては、制度内容の充実を図るとともに、事故によって生じる事故処理については査定専門員を配置し、査定体制の強化を図り早期かつ適正な解決に努めている。

平成十六年度の収支状況は、収入合計額五二億八、四〇〇万余円（前年度比一・三％減）、支出額五一億七、九一二万余円（前年度比四・一％増）で差引き一億四八八万余円の剰余金となった。この剰余金については、規約に基づき、運営準備積立金に繰入れた。

平成十六年度の受託及び損害状況等は次のとおりである。

1、受託状況

平成十六年度の受託実績は、表（7）のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、三七億一、四六二万余円で、前年度実績三八億三、二五五万余円に比し、一億一、七九二万余円（三・〇％）の減となった。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、一五三、九五八台で前年度比一、四〇四台の減、収入分担金一七億四、四五一万余円で、前年度比六、二六四万余円の減となった。また、賠償共済においては対物賠償共済一五八、〇七一台で前年度比一、五〇〇台（〇・九％）、対人賠償共済一五七、六七五台で、前年度比一、四五五台（〇・九％）それぞれ減少し、収入分担金は対物賠償共済一二億二八五万余円で前年度比三、一五六万余円（二・五％）、対人賠償共済七億六、七二五万余円で、前年度比二、三七一万余円（三・〇％）の減となった。

2、損害の状況

平成十六年度の損害状況は表（8）のとおりである。

損害件数は車両共済で八、六五九件、前年度比六五件の増となったが、対物賠償共済は二、七〇二件で、前年度比二八三件、また対人賠償共済は一五七件で、前年度比六件とそれぞれ減少した。

また、損害率においては、前年度に比べ、車両共済十四・七％、対人賠償共済七・四％とそれぞれ増加したが、対物賠償共済は四・三％減少した。

3、支払備金

既発生事故であって共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積（千円未満切り捨て）のうえ平成十六年度支払備金として一、三三七件、五億四、六八九万余円を計上した。

4、諸積立金

平成十六年度末における基金積立金（財産収入をもって造成）及び運営準備積立金（事業剰余金の積立）の総額は一四七億五、五六三万余円となり、その内訳は、基金積立金三三億九、八八四万余円、運営準備積立金一一三億五、六七九万余円である。

表(6)　平成16年度建物災害共済事業損益計算書(概要)

損失の部		利益の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
1.会議費	6,060,020	1.共済基金分担金収入	8,689,472,085
2.事務所費	575,147,166	2.財産収入	307,982,086
3.事業費	14,480,477,637	3.他会計繰入金	277,922,296
4.財産費	313,195,588	4.雑収入	5,213,502
5.次年度責任準備金繰入	3,218,689,547	5.運営準備積立金戻入	6,833,627,535
6.諸支出金	0	6.前年度責任準備金戻入	2,479,352,454
合計	18,593,569,958	合計	18,593,569,958

表(7)　自動車共済受託実績

区分		車両共済	賠償共済		合計
			対物	対人	
平成16年度	台数	153,958台	158,071台	157,675台	469,704台
	収入分担金	1,744,512,960円	1,202,855,300円	767,256,310円	3,714,624,570円
平成15年度	台数	155,362台	159,571台	159,130台	474,063台
	収入分担金	1,807,155,580円	1,234,423,540円	790,974,460円	3,832,553,580円
比較増減(％)	台数	△1,404台 (△0.9％)	△1,500台 (△0.9％)	△1,455台 (△0.9％)	△4,359台 (△0.9％)
	収入分担金	△62,642,620円 (△3.4％)	△31,568,240円 (△2.5％)	△23,718,150円 (△3.0％)	△117,929,010円 (△3.0％)

(注)△は減を示す。

表(8)　自動車共済損害状況

区分		車両共済	賠償共済		合計
			対物	対人	
平成16年度	件数	8,659件	2,702件	157件	11,518件
	支払共済金	1,427,972,199円	406,756,467円	203,740,689円	2,038,469,355円
	損害率	(81.8％)	(33.8％)	(26.5％)	(54.9％)
平成15年度	件数	8,594件	2,985件	163件	11,742件
	支払共済金	1,212,667,977円	469,943,123円	150,727,463円	1,833,338,563円
	損害率	(67.1％)	(38.1％)	(19.1％)	(47.8％)
比較増減(％)	件数	65件	△283件	△6件	△224件
	支払共済金	215,304,222円	△63,186,656円	53,013,226円	205,130,792円
	損害率	(14.7％)	(△4.3％)	(7.4％)	(7.1％)

（注１）損害率＝支払共済金／収入分担金
（注２）△は減を示す。

表(9)　平成16年度自動車損害共済事業損益計算書(概要)

損失の部		利益の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
1.会議費	3,181,275	1.共済基金分担金収入	3,714,624,570
2.事務所費	183,096,468	2.財産収入	95,668,763
3.事業費	3,417,503,739	3.雑収入	710,357
4.財産費	96,379,120	4.前年度責任準備金戻入	1,473,003,726
5.次年度責任準備金繰入	1,478,965,373		
6.諸支出金	104,881,441		
合計	5,284,007,416	合計	5,284,007,416

随想

■外海離島、宇久町の選択

―海上約60㎞離れた本土と合併―

長崎県
長う宇久町長
田中　稔

宇久町は、急速な少子・高齢化が進んでおり、昭和の大合併の時に11、684人いた人口も平成17年4月の人口は3、493人となり、世帯数は1、501戸、1戸当たりの家族数2～3人、ほとんどが老人2人世帯と言っても過言ではありません。

どれくらい高齢化が進んでいるかとなれば、65歳以上が1、347人（38・56％）、70歳以上の人口が1、068人（29・8％）です。そしてどれくらい少子化が進んでいるかとなりますと、小学校が2校あり、その内の1校の入学者が1名、人口の多いところの、もう1つの小学校に16名となっております。今後ますます高齢者は増加し、子供の数が少なくなっていくことは確実です。

このような少子・高齢化の中、今回の平成の大合併において、宇久町は平成18年3月31日に長崎県佐世保市に編入合併することを決定しています。

4千人弱の住民が、安全で安心して暮らせる「持続可能な島社会」を維持するため、1島1町で生き残れるか、あらゆる角度から検討、研究し、25万都市の佐世保市との合併を決心致しました。

我が宇久町は、1島1町で昭和30年に誕生し、現在まで半世紀50年、高度成長の波に翻弄されながらも、国からの交付税による財源再配分により、全国一律の住民サービスを行ってきました。その結果、生活環境、防災、福祉、産業等の施設の整備が充実されたところです。

しかしながら、バブル崩壊後の長引く経済の低迷の中、地方財政の破綻が足下まで迫り、国の「三位一体」改革で「交付税制度の改革」が最大の焦点と言われる中、我々小規模自治体の経営は大変厳しいものと判断いたしました。合併することは現在のシステムの自治権が無くなることになりますが、全国の合併の流れを、町民は動揺することなく受けとめています。

市町村合併については、1万人以下の小規模自治体は合併するも地獄、しないにしても地獄と言われますが、合併することによって、以下のことは守っていきたいと考えます。

1、介護保険をしっかりやりなおすこと

宇久町の介護認定事業所は、特別養護老人ホーム（看護師3名、介護員18名、生活相談員・介護支援専門員1人、入居者数40名）と、宇久町社会福祉協議会（看護師2名、訪問介護員8名、介護支援専門員6人、介護福祉士7名、社会福祉主事7名）があります。特別養護老人ホームは昭和63年4月から開園し、全国で初めての小規模特別養護老人ホーム（30床）として認可された施設です。平成17年3月までは直営で経営していましたが、平成17年4月からは民間に経営委譲しました。自宅介護が困難な老人の入所施設として、島には無くてはならない施設であり、島で家族とふれあいながら介護が可能になっています。宇久町社会福祉協議会はデイサービスと訪問サービスを主体とした介護サービスを行っており、施設介護を受けられない老人に強い味方となっています。この2つの事業所で施設支援型と在宅支援型がうまくかみ合って安心できる介護体制を維持していきます。

2、医師の確保、診療施設を充実させること

離島医療の確保は、「しま」故の大きな課題であり、常に問題とされています。特に医師の確保は最重要課題であり、長崎県では離島・へき地医師確保支援センターを平成16年度から設置し、県として医師を雇い入れて、いつでも離

☆宇久町沿革☆

長崎県五島列島の最北端に位置し、宇久島と寺島からなる。面積は合わせて26・40平方キロメートルで、年間を通じて寒暖の差が小さく、夏は涼しく、冬は暖かい。夏の海水浴場やキャンプは有名である。産業は農業と漁業が盛んであり、特に畜産の島として、「牛が人より多い島」を目指して頑張っている。

随　想

島の市町村が医師が必要なときに派遣できる制度を確立しています。宇久町も現在1名の医師を派遣いただいて、医療の充実を図っています。島には耳鼻咽喉科や眼科が無いため、本土に治療のため渡らなくてはなりません。診療科目の充実にも取り組む必要があります。

3、子供の教育の充実、大人の生涯学習の場を設けること

宇久町の少子高齢化は深刻であり、高齢化率は約38％と高く、出生者数も年間20名以下と激減しています。島には、保育園から高校まで学べる学習環境はありますが、近い将来生徒数の激減で学校として維持できないことも考えられます。そこで、長崎県は宇久島を対象に小中高校一貫教育の研究に取りかかる事にしています。

4、水資源の確保及びごみ、し尿などを含めた環境の整備をしっかりすること

水道、ごみ・し尿は現在１００％の普及率でありますが、十分町民のニーズには応える体制を維持します。

１島完結型での環境行政は、多大な行政負担を生じますが、資源のリサイクルまで責任を持って対応できる仕組みをつくります。

本土と外海離島との合併は、全国でも希なケースですが、町民と一体となって、合併して本当に良かったと言えるまちづくりをしてまいりたいと考えています。

【昭和の合併について】

昭和30年に旧平町と旧神浦村が合併して、「宇久町」が誕生しました。宇久町は、現在「長崎県佐世保市」と平成18年3月31日に合併することを決定していますが、宇久町として50年の歴史があります。昭和30年に旧平町と旧神浦村が合併して「宇久町」が誕生したわけですが、時の平町の町長がこの時期に「佐世保市との合併」を隣島の小値賀町と旧神浦村に呼びかけたそうです。両町村の反対があって実現はしませんでしたが、佐世保市との合併が決定した今日、半世紀を経た平成の大合併、先人の思慮の深さを感じます。

◆全国町村会・㈶全国自治協会◆

平成17年度公共建物「火災予防運動」等を実施

全国町村会・㈶全国自治協会は、火災多発期に際し、庁舎、学校等公共建物を火災から守るため「平成17年度公共建物火災予防運動」と加入団体の安全運転に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止に努めるため「平成17年度交通安全運動」を全国的に実施している。

㈶全国自治協会が実施している公有建物災害共済事業における罹災原因のうち火災による支払件数は、ここ数年ほぼ横ばいの状態であるものの、一端火災が発生すると、その損害額は高額になることから、毎年火災が多くなるこの時期に実施している。

昨年末には加入町村に対し、建物の防火診断が簡単にできる「公共建物の防火診断要領」を配布し、査察診断の実施による火災の未然防止に努めてもらうこととしている。

また、運行管理者の運行・車両管理、運転者の安全運転診断の資料として「人にやさしい安全運転」を配布し、交通事故の防止に努めてもらうこととしている。

政策レーダー

地方公共団体定員管理調査結果公表 ―総務省―

総務省は、平成17年4月1日現在の「地方公共団体定員管理調査結果」を公表した。

地方公務員総数は、304万2、122人で、前年に比べ41、475人の減少となり、平成7年から11年連続の減少となった。今回の調査結果の特徴として、一般行政・教育・公営企業等会計の部門で職員数が減少し、特に市町村の職員数は、9年連続して純減し、調査開始以来最大の減少となった。

その理由として、厳しい財政状況の下、事務事業の見直し、組織の統廃合、民間委託等の活用等、定員管理の適正化に積極的に取組んできた成果としている。

団体区分別では、都道府県が160万9、628人（前年比0・7％減）で市町村等は、143万2、494人（同2・1％減）で3万1人の減少となった。

部門別では、一般行政部門が104万8、860人で前年より20、291人減となっており、うち市町村等では、77万1、872人と14、885人減となっている。公営企業等会計部門は、423、615人で10、300人の減となった。

一方、警察部門が274、271人で警察体制の強化により対前年比で3、401人増、消防部門が155、693人で消防本部体制の強化により448人増加した。

第9回半島ツーリズム大学in鹿児島大隅開催される ―鹿児島県曽於市―

「半島ツーリズム大学」が、国土交通省、鹿児島県、曽於市の主催及び全国半島振興市町村協議会他の後援により、2月2日から4日の日程で、鹿児島県大隅半島において開催される。

この「大学」は、地理的制約や交通面等、他の地域と比較して不利な条件のもとにある半島地域についてその諸問題を克服するため、全国の半島関係者が集い、情報を交換し、知恵を出しながら、いっしょに半島の未来について考える参加型のイベントである。

初日は、過去開催の半島ツーリズム大学参加者の長崎県フェルム・ド・外海代表の日宇スギノさんによる「ネットワークと女性のセンスで広げる農家交流ビジネス」と題した活動報告をはじめ事例紹介2例が報告される。その後、かごしま探検の会による「曽於の資源」と題した事前調査が報告され、その後3つのワークショップに分れて取組方針説明や課題整理が行われる。2日目はそのテーマに沿って取材活動や実地の作業を行い、成果を取りまとめ、最終日に各ワークショップが成果を報告し相互に意見を交換し合う。次に、観光振興のカリスマでもあり、福田農場ワイナリー代表取締役社長の福田氏による特別講演が行われ、最後に、半島ツーリズム大学の学長である羽田　耕治横浜商科大学教授が総括する。

この大学は、これまで8回開催されてきたが、今回は、≪商機を見出せ「南端の宝物庫」大隅≫をテーマに、半島の持つ潜在力を引き出し、具体的成果を残すことを目指す。

農村資源保全意識調査結果を公表 ―農水省―

農水省はこのほど、農地や農業用水といった農村資源の保全に関する国民意識調査の結果を公表した。

この調査は、農業・農村に対する国民のニーズ及び、地域共同活動に対する国民の意識を調査するとともに、農村の保全のための維持活動についての国民の理解度等について把握することを目的としたもの。大都市、中都市、小都市・町村からそれぞれ1、000名強ずつ、3、228名から回答が寄せられた。

調査結果によると、①農業・農村の働きに対する意識については、「自然や生態系を保全する働き」「水や空気をきれいにする働き」のほか「美しい景観を作る働き」「伝統や文化を守る働き」に関する認識が高くなっている。

また、②地域における共同活動に関する認識では、自らの居住地域周辺での清掃等の共同活動について、回答者の6割は参加の経験があるが、都市の規模が大きいほど参加経験が少なく、参加していない理由として、「情報がない」「誘われたことがない」という回答が多い。

さらに、③農村での維持管理活動が、農業や農村の有する働きを支えていることについて、回答者の半数が認識し、9割近い回答者がその活動の強化のための対策が必要と考えており、維持管理活動への協力依頼があった場合には、約半数の者が参加してもいいと回答している。